

5 用語解説

あ行

憩いの森

都市緑地法(昭和48年法律第72号。以下「都市緑地法」という。)および練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例(平成19年12月練馬区条例第79号。以下「みどり条例」という。)の規定に基づき、樹林地を保全・活用するため、区が土地を借りて整備、開放している1,000㎡以上の市民緑地のこと。

一団地の住宅施設

良好な居住環境を有する住宅群を建設するため、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都市計画法」という。)第11条第1項の規定により定めることができる都市施設。近年、居住ニーズの変化に伴い整備を行うため、都市施設指定の廃止と地区計画への移行が行われている。

インフラ

インフラストラクチャー(infrastructure)の略で、もともとは「下部構造」という意味。転じて道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」を指す。

エイトライナー

環状8号線を基本的な導入空間として、羽田空港から赤羽駅までを結ぶ環状鉄道構想のこと。練馬区、板橋区、北区、杉並区、世田谷区、大田区の6区による促進協議会が設立されている。

NPO(エヌ・ピー・オー)

営利を目的とせず、様々な社会貢献活動を行う団体の総称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境などの分野で、社会の多様化したニーズに応える役割を果たすことが期待されている。

Non Profit Organizationの略。

延焼遮断帯

道路、鉄道、公園、河川等の都市施設と、これらに近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。地震等による市街地の火災の延焼を阻止する機能を果たす。

オープンスペース

公園、広場など建物によって覆われていない土地の総称。都市の防災性、都市環境の向上、区民の憩いの場の形成に有効とされている。広場や歩行者用などとして整備された空間などのことも指す。

か行

環境施設帯

幹線道路の沿道における生活環境を保全するため、道路の構造や交通量に応じて車道の外側に、車道端から10m(自動車専用道路では20m)の幅で道路用地に確保される植樹帯などの緩衝空間のこと。

緩傾斜護岸

河川の護岸の側面を緩やかな傾斜にし、地震や水害に強くするとともに、住民が身近なところで水と親しめるように整備した護岸のこと。

共同化・協調化

共同化とは、複数の敷地を一体的に利用して建築物を建築すること。協調化とは、隣接する敷地で相互に調整し、建物の高さやデザインを合わせて建築すること。

緊急交通路

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に基づき、災害応急対策の確かつ円滑な実施のために、一般車両の通行の禁止、制限を交通管理者(公安委員会)が路線と区間を指定して実施する。

景観行政団体

景観法（平成16年法律第110号。以下「景観法」という。）の規定に基づき、景観計画の策定などの景観行政を司る地方公共団体を指す。練馬区は、東京都と協議の結果、平成23年5月1日に景観行政団体となった。

景観重要建造物

景観法第19条第1項の規定に基づき、地域の個性ある景観づくりのため、景観計画区域内の景観上重要な建造物を指定し、維持・保全・継承する制度のこと。所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に許可を受ける必要がある。

景観重要公共施設

景観法の規定に基づき、道路、河川、都市公園などのうち、景観上重要な公共施設を指定し、整備に関する事項を定める制度。景観計画に即して整備する。

景観重要樹木

景観法第28条第1項の規定に基づき、地域の個性ある景観づくりのため、景観計画区域内の景観上重要な樹木を指定し、維持・保全・継承する制度。現状を変更する場合に許可を受ける必要がある。

景観整備機構

景観法第92条第1項の規定に基づき指定された、景観に関する情報提供、景観保全の実務等を支援する組織。練馬区では、平成23年5月に公益財団法人練馬区環境まちづくり公社（指定時は財団法人練馬区都市整備公社）を景観整備機構として指定している。

景観法

良好な景観形成を図るための、景観についての総合的な法律。良好な景観形成のための理

念、景観計画の策定等、景観形成を支援するための制度などを定めている。練馬区では、景観法に基づく練馬区景観計画を平成23年に策定している。

景観まちづくり地区

「練馬区景観計画」に設けた地区。地域の特性に応じ、区がより重点的に景観形成に取り組むために指定した地区のこと。

景観まちなみ協定制度

練馬区景観条例（平成23年3月練馬区条例第10号。以下「景観条例」という。）に基づく制度。区民等が3件以上の小さなまとまりから景観に関するルールを定め、庭先の緑化、デザインやしつらえ等の工夫をし、近隣で協働して景観形成に取り組む。

建築協定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定に基づき、土地所有者等がその全員の合意により、建築物の敷地、構造、形態、意匠等に関して定めた協定のこと。住宅地としての環境や、商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、協定を結び認可を受ける。

公園群

いくつかの公園からなるみどりの拠点。城北公園群（都立城北中央公園・羽根木憩いの森・羽沢けやき憩いの森・こどもの森緑地）、光が丘公園群（都立光が丘公園・春の風公園・夏の雲公園・秋の陽公園・四季の香公園）、大泉中央公園群（都立大泉中央公園・大泉さくら運動公園・大泉希望が丘公園）、石神井公園群（都立石神井公園・石神井松の風文化公園）の4つを位置づけた。

交通結節点

鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場など、人や物の輸送（移動）において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われ、交通の流れが集中的に結節する箇所を指す。

交通需要マネジメント（TDM）

自動車の効率的利用や公共交通への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化など、「交通需要の調整」を行うことにより、道路交通混雑を緩和していく取組をいう。Transportation Demand Managementの略。

コジェネレーションシステム

ガスタービンやディーゼルエンジンで発電する一方、その排出ガスの排熱を利用して給湯・空調などの熱需要をまかなう、エネルギーの効率的な運用の仕組みのこと。

国勢調査

5年ごとに実施される、国内のすべての居住者、世帯を対象とした、人口や世帯等に関する調査のこと。調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されている。直近は、平成27年10月1日付現在で実施。

コミュニティバス

市区町村内の交通不便地域内で地域住民の交通需要に対応し、利便性向上のために運行する地域密着型のバスを指す。行政がバス会社に委託してバスを運行し、行政サービスとして提供する形が採られている。練馬区では、公共交通空白地域の改善のため、バス事業者に依頼して「みどりバス」を運行している。

さ行

災害時要援護者

災害時に自ら避難することが困難で、避難のために特に支援を要する人のことで、高齢者、障害者等を指す。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力等の非化石エネルギー源（⇔石油・ガス等は化石エネルギーとなる）のうち、再生可能な、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの。

市街地開発事業

都市計画法第12条第1項各号に掲げる事業。一定の地域で、総合的な計画に基づき、公共施設の整備と宅地または建築物の整備を一体的に行う事業を行い、市街地の開発を図る。市街地再開発事業、土地区画整理事業などがある。

市街地再開発事業

都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づき、市街地の土地の合理的で健全な利用と都市機能の更新を図るため、公共施設の整備、建築物および建築敷地の整備などを行う事業のこと。

市民緑地制度

都市緑地法第55条の規定に基づき、区（地方公共団体等）が樹林地の所有者から土地を借りて区民へ開放することにより、みどりのオープンスペースを確保する制度。練馬区では、1,000㎡以上のものは憩いの森、300㎡から1,000㎡未満のものは街かどの森という名称で開設している。

消防活動困難区域

消防自動車が通行可能な幅員6m以上の道路から、消防ホースを伸ばした範囲に含まれな

い区域を指す。消防活動の困難さを示す指標。

生産緑地（地区）

農林業と調和した良好な都市形成を図ることを目的に、500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、都市計画に定める地域地区のこと。指定後30年間は農地等としての管理が義務づけられている。

生物多様性

多様な生態系には、そこに特有の個性を持った生物が、それぞれつながりを持って存在すること。食料の供給や気温等の安定、水質の浄化など、いわゆる「自然の恵み」は、生物多様性のバランスの上に成立していて、その損失を食い止めることが世界的な課題となっている。生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、事業計画の検討段階での環境アセスメントの実施を規定している。

た行

タウンマネジメント

地域の魅力向上のため、地域の住民、行政、民間企業やNPO等の団体が連携し、地域の特性に応じたまちづくりの活動を行うこと。

地域景観資源登録制度

景観条例に基づき、地域を特徴付ける建築物または工作物その他の良好な景観を形成すると認められるもの（景観重要建造物等を除く。）を登録する制度。たてもの、みどり、まちかど、風景の4部門からなる。

地区計画

都市計画法第12条の4第1項第1号に規定されている、比較的小規模な地区を対象に、その区域の特性にふさわしい良好な街区を整備し、保全するために定める都市計画。区域

の方針のほか、道路・公園等の配置、規模や、建築物等の用途、規模、形態意匠、緑化に関する規定等を定めることができる。

特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号）に基づき、地震発生時に建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路および輸送路を重点的に確保すべき道路として指定されている。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づく、都道府県が定める都市計画の基本的な方針のこと。長期的視点に立ち都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにする。都市計画区域マスタープランともいう。

都市基盤

都市における活動を支える最も基本となる施設のこと。道路・鉄道等の交通施設、上・下水道、電気・ガス等のエネルギー関連施設などが該当する。近年、情報通信施設、緑地・公園などの施設も都市基盤施設として扱われるようになってきている。

都市施設

都市活動を支える上で必要な施設で、都市計画に定めることができる。都市計画法第11条第1項各号に掲げられ、道路、公園、水道等、様々な種類がある。都市施設は、土地利用、交通事情などの都市の現状や将来の見通しなどから考えて、適切な規模で必要な位置に定めるとされている。

土地地区画整理事業

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）

の規定に基づき、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整宅地の利用の増進を図る事業のこと。基本的仕組みは、土地所有者からの土地の一部提供（減歩）により、道路、公園等の公共施設を整備し、宅地も、公共施設にあわせて再配置（換地）する。

な行

ねりまの散歩道

平成4年7月に設定した練馬区内の景観上特色ある河川などの水辺、公園・緑地のみどりなどをめぐる散歩コース。全部で9コースある。

練馬区震災復興マニュアル

阪神・淡路大震災（平成7年1月）では、復興には長時間を要し、広範囲な施策を実施することが必要との教訓を得た。そのため、まちの復興計画および復興まちづくりなど、被災した市街地の復興に必要な内容をあらかじめマニュアルとしてとりまとめた。平成20年3月策定。

燃料電池

燃料の化学エネルギーから電力を取り出す（発電する）電池を指す。都市ガス等から水素を取り出し、空気中の酸素と化学反応させて発電させる。燃料電池システムは、その際に発生する排熱を給湯や暖房に利用する。

農の風景育成地区制度

東京都と区市町で協力し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全・育成するための制度。農地や屋敷林などが比較的にまとまっている地域を指定し、その区域内では、農地の保全を図るために都市計画制度などを活用することとしている。

は行

パークアンドライド

市街地への自動車の流入を抑制するため、自動車は市街地周辺部に駐車し、市街地では鉄道やバス等の公共交通機関を利用する交通システムのこと。Park And Ride.

ハザードマップ

洪水等の災害により想定される被害の範囲を示すとともに、避難所の位置等、速やかな避難のために必要な情報を記載した地図のこと。

バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活をしていく上での、物理的、社会的、制度的、心理的および情報面での障壁等を除去しようという考え方。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。気温分布の等温線が都市を中心にして閉じ、ちょうど都市部が周辺から浮いた島（アイランド）のように見えることに由来する。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスの提供を行うこと。PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法や指定管理者制度等の制度を含む。

避難拠点

練馬区では、大地震が発生した際の「避難所」および「防災拠点」として、全ての区立小学校・中学校（99校）を「避難拠点」と位置づけている。また、そのうち10校に医療救護所を設置している。

避難場所

東京都が、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、震災時に拡大する火災から住民を安全に保護するために大規模な公園などを指定している。指定は、市街地状況の変化および人口の増減等を考慮して、おおむね5年ごとに見直されている。

ビルエネルギーマネジメントシステム

業務用ビルなどの建築物全体のエネルギー利用状況を一元的に監視し、制御するシステムのこと。建築物全体のエネルギー消費状況をモニタリングし、最適な運転計画を立案できるため、消費量の低減に役立つと期待されている。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる。建築物等の建築、木竹の伐採等の行為の際許可が必要となる。

保護樹林

みどり条例の規定に基づき、特に保護する必要があると認められた樹林地について、所有者の申請により指定する。面積300㎡以上が対象となっている。

ポタリング

自転車で散策すること。「ぶらぶらする」という意味の英語「potter」に「-ing」を付けた造語。

ま行

まちづくり条例

平成18年に施行された練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）のこと。都市計画やまちづくりにおける住民参

加の仕組み、開発事業を行う場合の手続きや基準などを定めている。

密集住宅市街地

道路や公園などの都市基盤が未整備のまま、老朽住宅などの建築物が密集して建っている市街地を指す。

みどりの協定（地区）

みどり条例による制度で、地域のみどりの保全と創出について、区民と区が結ぶ協定のこと。区は協定地区に対して、苗木の配布や技術的助言等の支援をする。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境等をデザインする考え方。

用途地域

都市計画法に基づく、地域地区のひとつ。住居用地や商業用地、工業用地など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、12種類ある。指定されると、建築物の用途の制限とあわせて、建築物の建て方のルールが定められる。

ら行

緑被率

一定の区域に占める農地および樹木や草等のみどりで覆われた区域の面積の割合。

連続立体交差化

道路と交差している鉄道を一定区間連続して高架化または地下化することで立体化を行い、多数の踏切の除却や新設交差道路との立体交差化を一挙に実現すること。